

令和2年度実施施策に係る事前分析表

(文R2-5-1)

施策名	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進				部局名	高等教育局学生・留学生課	作成責任者	西條正明			
施策の概要	教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、(独)日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。						政策評価 実施予定時期	令和5年度 以降に予定			
施策の予算額・執行額 (千円)	令和元年度予算額 (執行額)		令和2年度 当初予算額		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)		「新しい経済政策パッケージ」 「第3期教育振興基本計画」				
	124,366,536 (124,366,535)		101,957,274								
達成目標1	教育の機会均等の観点から、学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、(独)日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、修学機会の確保を図る。 【AP改革項目関連：文教・科学技術分野①少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上】 【APのKPI】					目標設定の 考え方・根拠	「第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)」において、教育の機会均等に向け、家庭の経済状況によって進学等を断念することがないよう、学びのセーフティネットを構築することとされているため。				
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	—	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度				
①生活保護世帯に属する生徒等の大学等進学率	—	33.4%	33.1%	35.3%	36.0%	36.1%	前年度 より増	【目標値の設定根拠】 教育の機会均等の観点から、教育へのアクセスの向上を図る目標値として、生活保護世帯に属する生徒等の大学等進学率を前年度より増加させた値を設定することが望ましいため。 【出典】 厚生労働省社会・援護局保護課調べ			
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—					
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	—	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度				
②児童養護施設の生徒等の大学等進学率	—	23.3%	24.0%	27.1%	30.8%	28.3%	前年度 より増	【目標値の設定根拠】 教育の機会均等の観点から、教育へのアクセスの向上を図る目標値として、児童養護施設の生徒等の大学等進学率を前年度より増加させた値を設定することが望ましいため。 【出典】 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ			
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—					
測定指標	基準	実績					目標	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	—	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度				
③住民税非課税世帯における大学進学率	—	—	—	—	—	—	—	【目標値の設定根拠】 教育の機会均等の観点から、教育へのアクセスの向上を図る目標値として、非課税世帯の生徒等の大学等進学率を前年度より増加させた値を設定することが望ましいため。 なお、高等教育の修学支援新制度は2020年度から実施のため、現状値を調査の上、基準値・目標値を設定する。 【出典】 文部科学省学生・留学生課調べ			
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—					

達成手段 (開始年度)	令和元年度予算額 (執行額) 【百万円】	令和2年度 当初予算額 【百万円】	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
高等教育の修学支援の着実な実施（無利子奨学金） (昭和18年度)	124,366.6 (124,366.6)	101,957.3	①②③	0156	・教育施策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等（大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程）本人に、無担保、無審査（与信無）、無利子で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。
独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	13,132.7 (13,132.7)	15,651.5	①②③	0157	・教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程）本人に、返還不要の奨学金を支給する。
独立行政法人日本学生支援機構施設整備に必要な経費 (令和元年度)	36.5 (0)	0	①②③	0158	—
学生支援緊急給付金給付事業 (令和2年度)	—	0	①②③	新02-0019	【令和2年度予備費等：コロナ対策関係】 ・教育政策として、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入の減少等により、大学等での修学継続が困難である学生等（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、日本語教育機関等）本人に、給付金を支給する。
昨年度事前分析表からの変更点	測定指標③を変更。達成手段に令和2年度の新規事業を追加。				